千葉県において県内産野菜の会員制通販事業等を営む申立会社について、 原発事故による会員減少に伴う逸失利益等が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件につき、申立 人X株式会社(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被 申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は,本件に関し,下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし,それ以外の点については,本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

①損害項目: 通販事業にかかる営業損害(新規開設店舗にかかる営

業損害を除く)

期 間: 自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日

②損害項目: ①にかかる弁護士費用

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目(同項所定の期間に限る。) に対する和解金として、合計48、960、000円の支払義務があることを 認める。

内訳

①損害項目: 通販事業にかかる営業損害(新規開設店舗にかかる営業損

害を除く)

48,000,000円

②損害項目: ①にかかる弁護士費用 960,000円

3 内払和解金

申立人と被申立人は、被申立人が申立人に対し、平成25年2月1日付け内払いに係る合意書に基づき、前項①の内払金として、16、000、000円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

(省略)

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立 人が署名(記名)押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また、被申立 人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付す る。

平成25年4月17日

(仲介委員 浜田正夫)